

静岡県告示第306号

地方卸売市場の業務の全部が廃止されたため、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下、「法」という。）第14条において準用する法第8条第1項の規定により、次のとおり法第13条第1項の認定がその効力を失ったので、法第14条において準用する法第8条第3項の規定に基づき公示する。

令和6年4月5日

静岡県知事 川勝平太

開設者の名称	開設者の住所	市場の名称	市場の位置	取扱品目	備考
伊東青果株式会社	伊東市 荻791番地	地方卸売市場 伊東青果	伊東市 荻791番地	野菜、果実、 その他	廃止年月日 令和6年2月15日